

資料16-1 行政区別認定数

(令和3年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	587	245	211	29	102	東淀川	1,038	482	366	47	143
都島	821	334	324	30	133	東成	662	199	324	27	112
福島	890	283	474	19	114	生野	2,542	902	1,255	100	285
此花	3,305	1,617	1,294	58	336	旭	957	392	379	50	136
中央	436	142	201	17	76	城東	3,363	1,423	1,247	119	574
西	764	441	204	18	101	鶴見	1,242	495	432	55	260
港	1,847	858	733	33	223	阿倍野	622	208	291	29	94
大正	2,212	1,127	738	51	296	住之江	1,580	670	601	52	257
天王寺	358	159	131	18	50	住吉	1,190	492	499	46	153
浪速	834	300	420	30	84	東住吉	1,252	480	572	39	161
西淀川	7,038	3,506	2,747	141	644	平野	1,578	665	605	59	249
淀川	1,836	820	689	70	257	西成	2,935	824	1,712	70	329
						総計	39,889	17,064	16,449	1,207	5,169

資料16-2 認定疾病別内訳

(令和3年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	668	4,376	0	125	5,169

資料16-3 障害等級別内訳

(令和3年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	0	372	3,133	1,315	349	5,169

- (注) 特級 ..... 労働不能、常時介護を要する状態  
 1級 ..... 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2級 ..... 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3級 ..... 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級外 ..... 3級に該当しない状態  
 その他 ..... 等級未決定者

資料16-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,700円(通院日数4日以上14日以内)～37,200円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 216,200円 ～ 368,700円 女子 180,400円 ～ 237,000円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,100円) 1 級 基礎月額 2 級 // の50% 3 級 // の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 189,300円 ～322,600円 女子 157,800円 ～207,400円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 684,000円(100%起因する場合)

(注)表中の支給金額は、令和3年4月1日現在